公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　市長は、千葉市における商工業の育成を図るため、公益財団法人千葉市産業振興財団（以下「財団」という。）が行う事業等に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

　（補助対象事業）

第２条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，次に掲げるものとする。

（１）地域産業振興事業費

（２）役員費

（３）職員費

（４）事務管理費

（５）退職給付引当資産取得支出

　（経費及び補助率）

第３条　補助対象事業の経費及び補助率は、別表のとおりとする。

　（交付申請）

第４条　財団は、規則第３条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

（１）事業計画書

（２）収支予算書

（３）その他市長が必要と認めるもの

　（交付の条件）

第５条　規則第５条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）補助対象事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、第２条各号に定める補助対象事業の交付決定額の５分の１に満たない経費の配分の変更についてはこの限りでない。

（２）補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（４）規則及びこの要綱を遵守すること。

　（交付決定通知）

第６条　規則第６条の規定による通知は、公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付決定通知書（様式第２号）によるものとする。

　（変更交付の申請等）

第７条　第５条第１号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金変更交付申請書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

３　第５条第２号の規定による承認を受けようとするときは、公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

　（状況報告）

第８条　規則第１０条の規定により、市長が必要と認めたときは、補助対象事業の遂行の状況に関し、公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助事業遂行状況報告書（様式第６号）を市長に提出するものとする。

　（実績報告）

第９条　規則第１２条の規定により補助金の実績を報告しようとするときは、補助対象事業の完了後又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後、速やかに公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助事業実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

（１）事業報告書

（２）収支決算書

（３）その他市長が必要と認めた書類

　（補助金額の確定通知）

第１０条　規則第１３条の規定による通知は、公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金額確定通知書（様式第８号）によるものとする。

　（補助金の交付時期）

第１１条　補助金は、前条の規定により確定した額を、補助対象事業の終了後に交付するものとする。ただし、性質上会計年度終了前に交付することが適当と認めたときは、一括又は分割して事前に交付することができる。

　（交付の請求）

第１２条　規則第１６条第１項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付請求書（様式第９号）を市長に提出するものとする。

２　規則第１６条第２項において準用する同条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第１０号）を市長に提出するものとする。

　（その他）

第１３条　この要綱の実施について必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

１　この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

２　千葉市経済振興等団体運営補助金交付要綱は廃止する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業等 | 対　象　経　費 | 補　助　率 |
| １　地域産業振興事業費 | 地域産業振興に係る財団自主事業に要する次に掲げる経費給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費、交際費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、減価償却費、消耗什器備品費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、燃料費、光熱水料費、賃借料、保険料、諸謝金、租税公課、支払負担金、支払助成金、支払報酬費、委託費、広告費、報償費、支払手数料、支払利息、雑費 | 総事業費からその他の収入額を控除した額の10／10 |
| ２　役員費 | 公益財団法人千葉市産業振興財団役員に係る人件費 | 対象経費に当てるべきその他の収入額を控除した額の10／10 |
| ３　職員費 | 公益財団法人千葉市産業振興財団事務局職員に係る人件費 | 対象経費に当てるべきその他の収入額を控除した額の10／10  |
| ４　事務管理費 | 公益財団法人千葉市産業振興財団事務局の運営に要する次に掲げる経費給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費、交際費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、減価償却費、消耗什器備品費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、燃料費、光熱水料費、賃借料、保険料、諸謝金、租税公課、支払負担金、支払助成金、支払報酬費、委託費、広告費、報償費、支払手数料、支払利息、雑費、敷金支出 | 対象経費に当てるべきその他の収入額を控除した額の10／10  |
| ５　退職給付引当　資産取得支出 | 公益財団法人千葉市産業振興財団役員及び職員（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成１２年法律第５０号）第２条第１項に基づき千葉市より派遣されている職員を除く。）に係る退職給付引当資産取得支出 | 対象経費に当てるべきその他の収入額を控除した額の10／10  |

様式第１号（第４条関係）

公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付申請書

 　　　　年　　月　　日

　（あて先）千葉市長

 住 所

 団 体 名

 代表者名

連絡先電話番号

電子メールアドレス　　　　　＠

　　　　　年度において公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第３条の規定により、次のとおり申請します。

記

１　補助金の交付申請額　　金　　　　　　円

２　添付書類 （１）事業計画書

 （２）収支予算書

 （３）その他市長が必要と認めるもの

様式第２号（第６条関係）

 　　　　千葉市指令経産第　　号

公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付決定通知書

 住 所

 団 体 名

 代表者名 　様

　　　　　年　　月　　日付け交付申請のあった公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第６条の規定により通知します。

 　　　　年　　月　　日

 千葉市長

１　交付決定額　　　金　　　　　　　円

２　交付条件

（１）補助対象事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付要綱第２条各号に定める補助対象事業の交付決定額の５分の１に満たない経費の配分の変更についてはこの限りでない。

（２）補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（４）千葉市補助金等交付規則及び公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第３号（第７条第１項関係）

公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金変更交付申請書

 　　　　年　　月　　日

　（あて先）千葉市長

 住 所

 団 体 名

 代表者名

連絡先電話番号

電子メールアドレス　　　　　＠

　　　　　年　　月　　日付け千葉市指令経産第　　号により交付決定のあった公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金について、交付決定を変更されたく、公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付要綱第７条第１項の規定により、次のとおり申請します。

記

１　補助金既交付決定額

２　変更後補助金所要額

３　差引所要額

４　変更の理由

５　変更の予定年月日

６　添付書類 （１）事業計画書

 （２）収支予算書

 （３）その他市長が必要と認めるもの

様式第４号（第７条第２項関係）

千葉市指令経産第　　号

公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金変更交付決定通知書

 住 所

 団 体 名

 代表者名 　様

　　　　　年　　月　　日付け変更交付申請のあった公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金について、次のとおり変更交付を決定したので、公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

 　　　　年　　月　　日

 千葉市長

１　変更前補助金交付決定額

２　変更後補助金交付決定額

３　差引額

４　交付条件

（１）補助対象事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付要綱第２条各号に定める補助対象事業の交付決定額の５分の１に満たない経費の配分の変更についてはこの限りでない。

（２）補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（４）千葉市補助金等交付規則及び公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第５号（第７条第３号関係）

公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助事業中止（廃止）承認申請書

 　　　　年　　月　　日

　（あて先）千葉市長

 住 所

 団 体 名

 代表者名

連絡先電話番号

電子メールアドレス　　　　　＠

　　　　　年　　月　　日付け千葉市指令経産第　　号で交付決定のあった　　　　年度公益財団法人千葉市産業振興財団事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付要綱第７条第３号の規定により、その承認を申請します。

記

１　事業内容

２　中止（廃止）の理由

３　中止（廃止）の予定年月日

４　添付書類 （１）補助事業の経過及び成果を証する書類等

 （２）収支予算書

様式第６号（第８条関係）

公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助事業遂行状況報告書

 　　　　年　　月　　日

　（あて先）千葉市長

 住 所

 団 体 名

 代表者名

連絡先電話番号

電子メールアドレス　　　　　＠

　　　　　年　　月　　日付け千葉市指令経産第　　号で交付決定のあった公益財団法人千葉市産業振興財団事業について千葉市補助金等交付規則第１０条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の遂行状況

２　補助事業に要する経費の収支状況

様式第７号（第９条関係）

公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助事業実績報告書

 　　　　年　　月　　日

　（あて先）千葉市長

 住 所

 団 体 名

 代表者名

連絡先電話番号

電子メールアドレス　　　　　＠

　　　　　年　　月　　日付け千葉市指令経産第　　号で交付決定のあった公益財団法人千葉市産業振興財団事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第１２条の規定により、次のとおり報告します。

記

１　補助金の交付決定額　　金　　　　　　円

２　事業内容

３　添付書類 （１）事業計画書

 （２）収支予算書

 （３）その他市長が必要と認めるもの

様式第８号（第10条関係）

千葉市達経産第　　号

公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金額確定通知書

 住 所

 団 体 名

 代表者名 　様

　　　　　年　　月　　日付け公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助事業実績報告書により、　　年度公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第１３条の規定により通知します。

 　　　　年　　月　　日

 千葉市長

記

１　補助金の交付決定額　　金　　　　　　円

２　補助金の確定額 金 　円

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第９号（第12条第１項関係）

公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付請求書

 　　　　年　　月　　日

　（あて先）千葉市長

 住 所

 団 体 名

 代表者名

連絡先電話番号

電子メールアドレス　　　　　＠

　　　　　年　　月　　日付け千葉市達経産第　　号公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金額確定通知書により確定した公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第１６条の規定により、次のとおり請求します。

記

１　補助金の確定額　　　金　　　　　　円

２　補助金の既交付額 金　　　　　　円

３　今回の交付請求額　　金 円

４　添付書類

（１）公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付決定通知書（様式第２号）の写し

（２）公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金額確定通知書（様式第８号）の写し

様式第１０号（第12条第２項関係）

公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金一括（分割）事前交付請求書

 　　　　年　　月　　日

　（あて先）千葉市長

 住 所

 団 体 名

 代表者名

連絡先電話番号

電子メールアドレス　　　　　＠

　　　　　年　　月　　日付け千葉市指令経産第　　号により交付決定のあった公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第１６条第２項において準用する同条第１項の規定により請求します。

記

１　補助金の交付決定額　　金　　　　　　円

２　補助金の既交付額 　金　　　　　　円

３　今回の交付請求額　　　金 円

４　添付書類 　公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金交付決定通知書（様式第２号）の写し